※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、
※ 介護給付費等の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

※ 福祉・介護職員処遇改善加算（令和元年６月１日から）は介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善を目的として介護報酬に加算します。
（加算算定率　居宅介護 20.0%・重度訪問介護 14.6%）

※ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（令和４年 10 月１日から）は介護職員等の安定的
な処遇改善を図るための環境整備とともに、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、介護職員等の賃金改善を目的として介護報酬に加算します。
（加算算定率　居宅介護 4.5%・重度訪問介護 4.5%）

※ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（令和５年４月１日から）は介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、更なる介護職員の賃金改善を目的として介護報酬に加算します。　（加算算定率　居宅介護 5.5%・重度訪問介護 5.5%）

※（新）福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ（令和６年６月１日から）は介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善を目的として介護報酬に加算します。（加算算定率　加算Ⅰ居宅介護 **41.7**%・加算Ⅱ重度訪問介護 **32.8**%）

※ 特定事業所加算Ⅱ（令和６年６月１日から）は専門性の高い介護職員を多く配置し、質の高い介護サービスの提供を目的として加算します。（加算算定率　居宅介護 10.0%）

（４）その他

<table>
<tr><td>①交通費</td><td colspan="2">交通費は実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合は、実施地域以外から１キロメートルにつき 30 円請求いたします。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②キャンセル料</td><td colspan="2">訪問介護サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡を頂いた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。</td></tr>
<tr><td>24 時間前までのご連絡の場合</td><td>キャンセル料は不要です</td></tr>
<tr><td>12 時間前までにご連絡の場合</td><td>1 回あたりの自己負担額の 50%を請求いたします。</td></tr>
<tr><td>12 時間前までにご連絡のない場合</td><td>1 回あたりの自己負担額の 100%を請求いたします。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合はキャンセル料は発生いたしません。</td></tr>
<tr><td colspan="2">・サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用
・家事援助に係る買い物等で利用者宅から目的地までの公共交通機関を利用した場合の交通費</td><td>利用者の別途負担となります。</td></tr>
</table>